



市の人口 (11月1日現在)

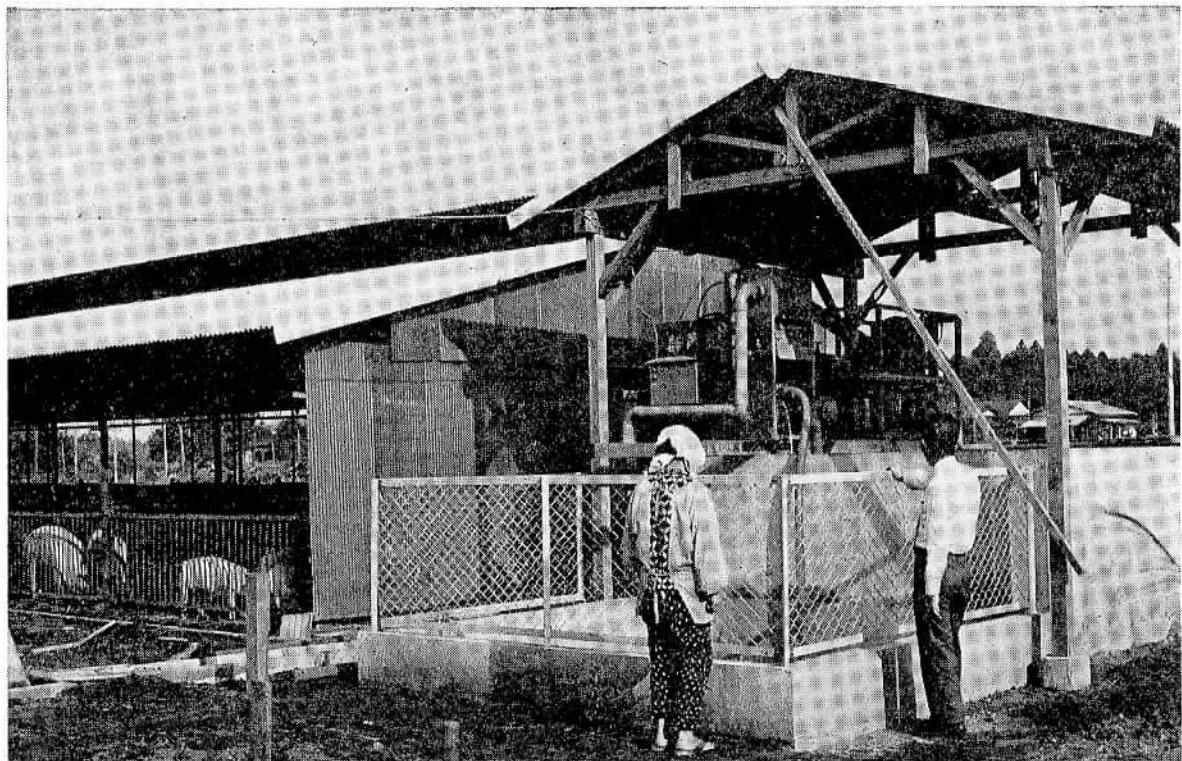
前月比

世帯数 10,953世帯 33世帯増

人口 男 20,626人 19人増

女 21,703人 32人増

計 42,329人 51人増



11 / 1973

— 224号 —

## 今月の納税

国民年金 3期

国民健康保険税 5期

税金も銀行預金口座振替により  
納めることができます

最近、畜産による公害が、大きな社会問題となり世間の批判を受け、市の苦情処理係にもたびたび陳情や苦情が持込まれています。

このような厳しい状況下に、出シ山地区の養豚農家では、有志があつまり公害のない養豚経営を目指し、ふん尿の処理施設を備えました。

この施設は、最新式の設備で処理能力は千頭のふん尿を約二時間で、無公害にちかいかたちのふんと尿に分離します。

出シ山地区の養豚農家では、ふん尿処理施設の完成で、家畜につきもののハエ等の発生もなく、また悪臭もほとんどありません。

市では、出シ山地区をモデルにこのような施設をつくる方に、県費を含めて半額の補助をし奨励しています。

# 千頭のふん尿を 二時間で処理



《家を建てるとき、ブロックベイなどにするとき》

知っておきたい

# 敷地と道路の関係

最近 生けがきを取りこわしてブロックベイにしたい、また、新しく家を建てたいが道路との関係はどうか、などの問い合わせが多くありますそこで、敷地と道路との関係についてとりあげました。

## 狭い道には 後退線を

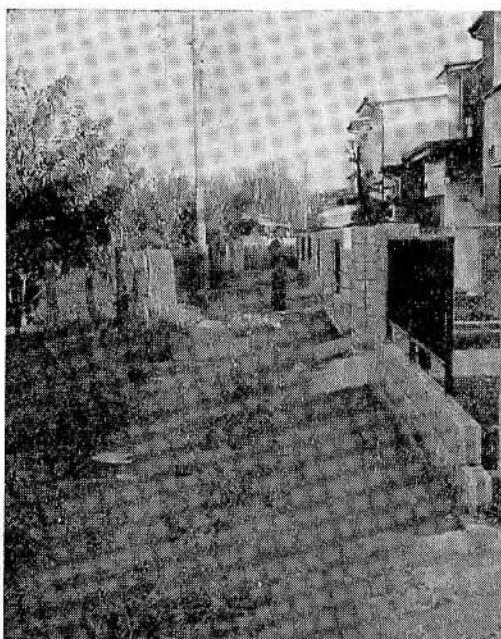
都市計画区域内の土地（石岡市は全域）に家を建てる場合には、敷地の一部が建築基準法で定められた道路に2メートル以上接していなければなりません。これを敷地の接道義務といいます。

この制限は、建築物の利用上および安全上、道路が不可欠の要件であり、そのため設けられたものですが、日常生活する生活道路以外の道路、たとえば高速自動車道や狭い道に接していてもこの制限を守ったことにはなりません。

## 建築基準法で いう道路とは

接道義務を満たす建築基準法でいう道路とは次に掲げるもので、その幅員が四メートル以上のものです。

(1) 道路法、都市計画法等に定め



狭い道路に面した構築物は後退を

(2) る道路。

建築基準法（石岡の場合昭和二十五年五月二十四日）が適用されるに至った際現に存在する道路。

道路法、都市計画法等による新設、または変更の事業計画のある道路で、二年内にその事業が決定しているもので特定行政庁（建築主事）を置く県（または市）が指定したもの

(4) 特定行政庁から私道の指定を受けたもの。

以上のほか、建築基準法が適用されるにいたつた際、現に家が建ち並んでいる幅員四メートル未満の道で特定行政庁が認めたものは、建築基準法上の道路とみなし、道路の中心線から水平距離二メートルの線を道路の

境界線とみなします。これ道路の後退線（みなし道路）と呼んでいます。

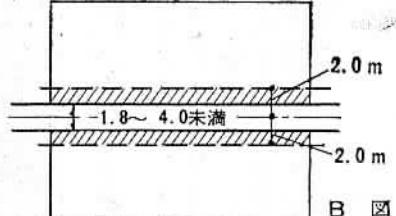
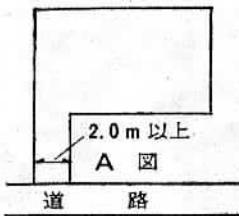
この道路後退線は、図のとおり道路の中心から二メートルまで道路敷とみなされ、道路以外には使用できません。たとえ個人所有地であっても、この道路敷内に建築物に付属するブロッ

クベイや門などを設置することはできないことになっています。とくに、家は数年前に建て、現在在ブロックベイなどを設置したいという方にこのまちがいがよくありますので注意してください。

なお、くわしくは建設部（電三一一一一）へお問い合わせください。

○建築物の敷地は、4.0m 以上の道路に2.0m 接続しなければ建築できません

(A 図)



図中 は仮の道路です。  
建築物のあらゆる部分(門、へい)を含むが建築できません。

○1.8m 以上4.0m 未満の道路の場合B 国のようになります。

## し尿収集料金

種別	区分	単位	金額
定額制	し尿汲取基本料金 1回につき (し尿処理槽を除く)	1便槽	100円
	一般家庭人頭割 1月につき	1人	50円
従量制	一般家庭以外で、旅館、病院 工場、事業所等不特定多数の 人が出入りするもの	18ℓ	40円

- (1) 十二月中旬ごろまでに、みなさんのご家庭へ「し尿くみ取り確認伝票」を配布します。
- (2) この確認伝票は、くみ取り手数料を納めるときに入ります。前もって整理番号、氏名等を書いておいてください。
- (3) 前もって「し尿くみ取り手数料」を書いておいてください。

## くみ取りはこの順序で

- (1) から買っておいてください。  
十二月中旬ごろまでに、みなさんのご家庭へ「し尿くみ取り確認伝票」を配布します。
- (2) し尿くみ取日程表は、後日配布します。

世帯員の変更や  
住所を異動したとき

一般家庭のし尿くみ取り料金は人頭割になっています。そのため、その月の一日現在の家族数により料金がきります。そこで、家族の増減や住所の異動があった場合は、確認伝票を持つて生活環境部に申し出てください。

## 料金は証紙で必ず

この証紙は金に代るものでこれをし尿くみ取り確認伝票に貼って業者に渡してください。なお、証紙は市内のたばこ屋さんなどで十二月中旬ごろから販売いたします予定です。

し尿処理については、現在許可制ということで、業者の方に許可を与えて、業者が皆さんのところにくみ取りに行き料金をいただくという方法をとっています。しかし、この制度には問題が多いため、来年一月一日から委託制に切り替えることになりました。

この制度は、市が業者にくみ取りを委託し、市でキップ(証紙)を発行してみんなにキップを買っていたとき、業者とキップをやりとりするという方法です。この制度をご理解いただき、円滑に移行できますよう、みなさんのご協力をお願いします。

金が百円ですから、合せて三百五十円が料金となります。

なお、一家庭で二つ以上の便槽がある場合には一ヶ所に百円加算されます。

◇会社・工場・病院・旅館などの場合

従業員が二人以上いる事業所や会社・工場・病院・旅館など多くの人が出入りするところは、くみ取りの日程表を配付いたします。くみ取りは、その日程にしたがって月に二回以上くみ取りを行なう家庭では、一回目は人數に応じた人頭割プラス基本料金の額を、二回目以後は、一回につき基本料金(百円)の補助券に証紙を貼ってください。

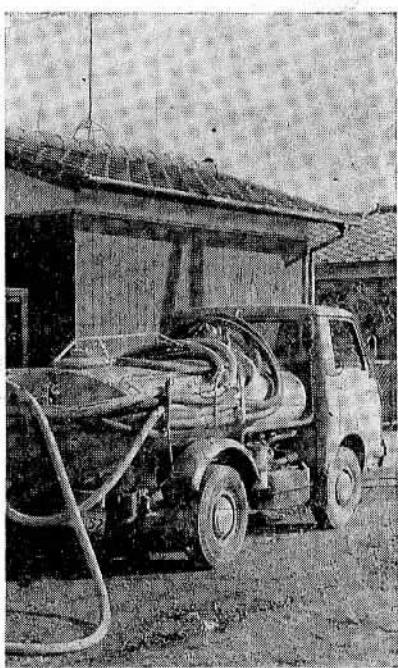
## くみ取り日には留守にするとき

各家庭に駐在員を通じて、くみ取りの日程表を配付いたします。くみ取りは、その日程にしたがって月に二回以上くみ取りを行なう家庭では、一回目は人數に応じた人頭割プラス基本料金の額を、二回目以後は、一回につき基本料金(百円)の補助券に証紙を貼ってください。

るときは近所に依頼するか、または便所の窓等にビニールの袋をとりつけ、その中にし尿くみ取り確認伝票(証紙を貼り押印する)を入れてください。

からは、業者への現金払はなくなります。

その代りとして証紙を使います。



# 充実される国民年金

67歳から69歳の方にも

## 年金が(老令特別給付金)

"老後の生活を明るく豊かに"と発足した  
国民年金も十三年目をむかえました。その間  
拠出年金(保険料をかける年金)については  
過去数回にわたって年金額が増額され、また  
制度の内容が一段と充実されてきています。

福祉年金(保険料のいらない年金)において  
も、年金額の増額、所得制限の緩和など年金  
制度の内容が一段と充実されてきています。

しかし、めざましい平均寿命の伸びと共に、  
老人の生活問題がクローズアップされており  
老後を安心して生活するには、年金制度の内  
容を一層充実することが必要です。  
このほど、国民年金制度が大幅に改正され  
たので、その内容をお知らせします。

### 福祉年金

老令福祉年金は

月額五千円に

昭和四十八年十月分から老令福

祉年金、障害福祉年金および母子

準母子福祉年金の額が次のように

引き上げられました。

(1)老令福祉年金 月額五千円

(旧三千三百円)

(2)障害福祉年金 月額一千五百円

(旧五千円)

(3)母子・準母子福祉年金

月額 六千五百円

(旧四千三百円)

なお、九月までの分については  
まえの年金額で支払われますので

ご注意ください。

支給制限も大幅に緩和

扶養義務者の所得制限は、従前

の二百五十万円から、大幅に改善  
され、年収六百万円(六人世帯の  
場合)が限度額とされました。

また、老令福祉年金等の本人所  
持をしてください。

### 拠出年金

月額一万二千五百円

昭和四十九年一月から、老令年  
金、障害年金、母子・準母子年金  
および遺児年金の額が引き上げら  
れます。

老令年金については、定額保険  
料と附加年金保険料(所得比例)  
とを夫婦で二十五年間納めた場合  
にては、年収二百三十万円(六人  
世帯)が限度額となりました。

六十七歳から六十九歳  
の方にも年金が

国民年金の拠出制限老令年金が受  
けられないで、しかも満七十歳(へ  
障害者は六十五歳)になるまで老  
令福祉年金の恩恵も受けることの  
できないお年寄たちに、今度の改  
正で「老令特別給付金」が支給さ  
れることになりました。

これは、明治二十九年四月一日  
以前に生まれた人で国民年金の拠  
出(保険料納付)が開始された昭  
和三十六年四月一日に、五十五歳  
をこえ、現在六十七、八、九歳台  
のお年寄にも年金を支給しようと  
いうもので、昭和四十九年一月か  
ら月に四千円が支払われることに  
なりました。なお、受給資格のあ  
る方は、国民年金係で請求手続き  
をしてください。

年金額の物価スライド  
制がとり入れられる

現在、五年ごとに年金額の改正  
が行なわれておりますが、物価が  
五パーセントをこえて上昇したと  
きは、年金額を物価変動に応じて  
改正する制度がとり入れられます。

未納保険料の特別納付  
のみちがひらかれます

過去の期間に保険料の未納があ  
る方は、将来、年金が受けられな  
い場合があります。

このようないために、未納保  
険料を納めることができるべきの  
とき加入されなかつた明治三十  
九年四月二日から明治四十四年四  
月一日までに生れた方は、再度、  
ご希望によりこの年金に加入する  
ことができます。

四十九年一月一日から五十年  
十二月三十一日

ただし、すでに年金を受けてい  
る方・年金を受けられる方は、こ  
の年金に加入することができませ  
ん。

保険料がかわります

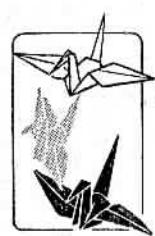
昭和四十九年一月分から次のよ  
うに改定されます。

△受付時期 十月一日から

△保険料額 月額九百円

△支給される年金額

年額九万六千円



定額保険料 月額九百円(旧五百五十円)  
附加保険料(所得比例)

月額四百円(旧三百五十円)





## 簡易人間ドックに

百四十人のお年寄が

年をとつて体の具合が悪いのは何よりも心配です。  
市では、このほど、はじめての試みとして六十五歳以上の老人に簡易人間ドックによる検査を行ないました。  
この検査は、老人に多い高血圧、心臓病など循環器系を重点に百四十人の希望者に行なつたもので、検査の結果、異常がないといわれた老人は「これで安心しました、来年も検査を受けに来ますよ。」と、にこにこしながら帰つて行きました。

## カメラスケッチ



人間は、どんな環境にある人でも健康であり、ゆたかな活動力をもっていることが大切です。  
教育委員会では、各事業所や会社などを対象に労働者体力テストを行なっています。

このテストは、自分の体力や運動能力を反復横とび・握力など七つの種目で判定するものです。事業所、会社、団体などでこのテストを希望される場合は、教育委員会体育保健課へご連絡ください。とかく運動不足になりがちな昨今、自分の健康状態を確かめ、スポーツに親しんでみましょう。

## 労働者の体力テスト

### ゴミの減量にご協力を!!

#### 市民の会が焼却器の即売会

家庭から出るゴミには、自家で燃やすことのできるものがたくさんあります。

そこで、美しい石岡をつくる市民の会では、各家庭で自主的にゴミの焼却を奨励しようと、このほど、市内業者の協力を得て特別価格で焼却器の即売会を開きました。

販売の結果は、当初期待したほどの成果はあがらませんでしたが市民の会では「今後機会あるごとにこのような会を催し、市民の皆さんに、ゴミ処理に対する意識を植え付けていきたい」と、話していました。



月 日	時 間	実 施 場 所	対 象 地 区 名
12月17日	午前 9:30~10:30	府中小学校体育館	若松14~17部
	〃 11:00~12:00	石岡農協倉庫(若松)	〃 9~13部
	午後 1:00~ 2:00	ミナミボーリビル駐車場	〃 1. 4. 7. 8部、青木
	〃 2:30~ 3:30	国分寺境内	国分1~13部 星の宮
12月18日	午前 9:30~10:30	コーキ駐車場	金丸6. 7. 8部、中町
	〃 11:00~12:00	石岡農協	国分14. 15. 17部
	午後 1:00~ 2:00	市民会館	若松2. 8. 5. 6. 元真地・宮下・土橋・木ノ地
	〃 2:30~ 3:30	はし本旅館	香丸、仲ノ内
12月19日	午前 9:30~10:30	石中体育馆	兵崎、大谷津
	〃 11:00~12:00	上総屋商店	自由ヶ丘、新池台、小川道
	午後 1:00~ 2:00	六軒センター前	六軒東・西、あづま台、田中台
	〃 2:30~ 3:30	月天宮境内	貝地土・中
12月20日	午前 9:30~10:30	小林藏之助様宅	貝地東
	〃 11:00~12:00	東電石岡営業所	守横、富田3. 4部
	午後 1:00~ 2:00	専売公社前	守木、富田1. 2部
	〃 2:30~ 3:30	信太弘様宅	幸町
12月21日	午前 9:30~10:30	旧警察署跡	金丸2~5部、大小路
	〃 11:00~12:00	同愛医院前	泉1~6部
	午後 1:00~ 2:00	宮本商店前	泉7~9部
	〃 2:30~ 3:30	石岡農協倉庫(杉並)	泉10. 11. 国分杉ノ井

と  
血  
圧  
測  
定

◇費  
用  
無  
料

## お知らせ



市では、次の日程でレントゲン検査と血圧測定を行ないます。

△対象者 ことし四月以降レントゲン撮影を受けていないかた、学校や職場で受けるかた、小学生入学前のお子さん

は除かれます。

いた。

## 小児マヒ生ワクチン投与

◆該当者 1回目 48年2月1日~48年7月31日生  
2回目 47年8月1日~48年1月31日生

九月届出

投与場所	地 区	日 時
石岡幼稚園	石岡地区	12月5日午後1:30~2:30
三村公民館	三村地区	12月6日午後1:30~2:30
関川公民館	関川地区	12月6日午後1:30~2:30
高浜公民館	高浜地区	12月7日午後1:30~2:30
市民会館	石岡地区	12月11日午後1:30~2:30
市民会館	〃	12月12日午後1:30~2:30

\*\*\*\*\*若元宮下人明暗\*\*\*\*\*

浜鈴田橋原野永山池戸鈴矢▽  
木上本塚口瀬本田田木口出  
利文房昌浜健一義正生  
一武大芳誠眞夫夫二男明昇夫  
長男長女三男二男三男二女長女二男  
信弘宣恵広暁忠直玲加富貴忍誠  
之子子一樹彦雄樹子江子

死 出  
生 死  
亡 二  
一  
名

高大紹栄正行外東小畠田貝富守金仲之内泉  
兵子砂橋松内川野之辻道木畠地田横丸蒸居場  
羽田久松岡田川元金若勝大小深安太高今塙磯石高江坂浅悉鈴金塙加没井梅藤石高  
成村保下野中野木子泉野江石ケ町田田橋泉本部崎野頭部野知木子本木谷坂谷崎上崎  
貞光友光泰和義三光健勝忠聖宗秀武靖隆泰邦秀二正易行了  
二勇一明男和三達実忠武男夫児進美良勝正郎一夫男雄幸男夫美郎美弘平男一治勉誠  
長男長女二男二女長女二男二女長女長男長女二男二女長男二男二女長男長女三男  
恭清明良利真彩悦和弘克美知貴典喜律紀真靖由美直秀裕達宜一貴理波和仁  
敦美之二明勇誠奈美子宏一久穂代光子之子子一貴江子仁貴美人典光恵江也

三 東あ中染宮村半大小出田金山土守▼  
" 大す津ノ川シ王幸死  
" 村橋ま台谷部上木和道山島丸台橋木

浅五大松石長木比前小額鈴菊渡飯稻井川吉清  
野島島本田谷村氣野松狩木地辺塙田崎崎野水  
二留喜正三憲隆は之ち正久正正あ喜美  
三治雄郎つ次郎一助る助よ孝一子五さ義子郎吉雄  
二七七三四四八六七七五五四五六八二六七五六  
三五七六〇五五四一一五九九二四二〇五一九五

亡 室本田藤岩鈴小大手高福  
町田口閑間木吹塙賀野田

忠正恭昭信武精崇浩  
成明三夫男孝男一雄之弘  
長男長女二男二女長男長女二男二女長男長女二男

一利育香威孝智直慎哲  
成英子織志之美ひとみ也

市内  
で  
買  
い  
ま  
し  
ょ  
う